

<貸与奨学金返還免除（給付奨学）要項>

公益財団法人 大堀秀夫記念育英財団

目 的

当財団の貸与奨学生で際立った学修成果を上げた者に対して、貸与奨学金の返還を免除（給付奨学）することで、新しい知識や技術を学ぶ意欲を強化し、自発的に勉学を続け成長しようとする前向きな心理状態を醸成する。

対象者

申請のあった当財団の貸与奨学生を審査の対象とする。

審 査

前年度の学業において、成績が特に優秀または顕著で際立った成績や学修成果を上げた者かつ人格の優れた者に対して貸与奨学金の返還を免除（給付奨学）する。毎年6月までに、申請書類と作文および必要に応じて行う面接に基づく審査を実施する。

審査の観点

- ・専門分野に関連した顕著な業績
研究論文、学会での発表、学位論文、高度な取得資格、著作物、発明・研究または教育に関する補助業務の実績
- ・スポーツ競技会等の顕著な成績または芸術などの顕著な成績・発表実績
- ・社会貢献等の顕著な活動実績または実践

奨学内容

審査によって、前年度貸与奨学金1年分について、返還免除（給付奨学）者を毎年度4名程度採用することができる。

貸与奨学金返還免除申請について

申請書の様式によって自らの学修成果および作文、必要な資料等を、4月末までに提出する。

申請書様式および要項は当財団のホームページより取得できる。

連絡先・提出先

公益財団法人 大堀秀夫記念育英財団 事務局

住所： 〒912-0061 福井県大野市篠座町5番8号

TEL： 0779-65-5739 FAX： 0779-65-5740

e-mail： info@ohhori.or.jp URL： <https://www.ohhori.or.jp/>